

今堀日吉神社文書

(八)

仲 村 研 編

はしがき

今堀日吉神社文書は滋賀県八日市市今堀町の日吉神社に所蔵されていた文書であり、大正初年に『近江蒲生郡志』を編纂する過程で編者の中川泉三氏が発見したもので、これをもって三浦周行博士が当時論争されていた座の起源と性格を論ぜられて一躍有名になり、以後今日に至るまで、中世後期の村落構造と座商業との係わりあいを究明する絶好の素材として、数多くの研究がなされてきた。

学会の機関誌『文化史学』誌上に、昭和三年九月発行の第一五号から昭和四三年一一月の第二四号まで中断することはあったが、七回にわたり掲載した。掲載分は六三七通のうち四一二通にのぼる。本文書の稿本作成には仲村が当たったが、本研究所の「近畿地方村落の綜合的研究」のメンバーと共に昭和三六年から三七年にかけて輪読を行なつたことも大いに寄与している。

昭和四六年一二月に三品彰英博士が死去され、それに先だって稿本の作成に当たっていた私も病氣のため自宅療養と入院生活に明け暮れて『文化史学』への掲載も中断の止むなきにいたった。昭和四七年秋の二度目の入院にさいし、主治医の許可をえて、ベッドの上で史料カードの今堀日吉神社文書を清書し、ほぼ一ヶ月で完全原稿にして退院後『文化史学』への続載を期待していた

が、雑誌そのものの発行も編集者の意のどくべならぬようなどころへ、印刷事情の悪化が重なり、『文化史学』の続載を断念せざるをえなくなつた。

聞けば「今堀日吉神社文書」の活字化を期待する研究者が多いということでもあり、また故三品彰英博士の遺志にそい、「近畿地方村落の総合的研究」のメンバーの方々の寄与を生かすためにも、私が職を奉する同志社大学人文科学研究所の機関誌に、『文化史学』の残り部分が掲載できることはこのうえない幸せである。一昨年秋に発見した滋賀県八日市市蛇溝町の蛇溝共有文書は、この今堀日吉神社文書の姉妹文書というべきものであり、できれば近い将来本誌上に紹介したいと考えてゐる。

凡例

一 文書番号は京都大学文学部国史研究室の影写本整理順序に従つた。また文書名も同研究室の整理題名に従つたが、一部異動したものもある。

一 字体は当該時代の異字・俗字等を出来る限り原形の儘としたり、正字に改めたものもある。なお「印は改行を示すものである。

四至 限東大道 限西々阿弥作定
北ハ山大道 南ハ右馬允作定

右件畠地元者、根本泉介雖爲私領、依有直」要用、今
八右衛門三郎私領畠地也、

一今堀拾禪師社如法經析田奉寄進處」在地明白也、每年
得分一斗五升宛、無懈怠可被」納者也、更雖經後々代

々、不可有他妨者也」仍爲後日支證龜鏡狀如件、

至德二年卯八月十八日

右衛門三郎（略押）

左近次郎（略押）

左近允（略押）

（端裏書）
「神」

き進申畠下地之事

合壹反者

四一四 祝英田地寄進狀

（端裏書）
一寄進狀 甲斐々」

寄進今堀社頭田地之事

合半者 上米壹斗五升三月三日御穀田也

永徳元年四月廿五日

源明（略押）

右件下地者、今堀郷内字小谷在之、「上米壹斗五升。可
進者也、然上者末代」今堀神田 = なし申候者也、依爲
新儀、如此寄進仕候間、他」不可有違乱煩者也、依寄進
狀如件、

應永廿八年卯月十三日

祝英（花押）

四一五 源明畠寄進狀

右件下地者、源明せんしよ也、しかり」と申、十せん神
き進申所在地」明白也、字北たかうらニ貳反内南壹反
にて候、後々代々ふとゆうとも、たの」さまたけ有へか
らす候、仍爲後日」きしん狀如件、

寄進今堀社頭田地之事

合半者 上米壹斗五升三月三日御穀田也

源明（略押）

四一六 しゅうさんノ御坊畠寄進狀

合百歩者
在得珍保高谷内百分新田也

き進し進やくし堂よセ地事

合大者 入方とら太郎名

在得珍保今堀郷内字きたうら也

限東清次郎名

南りようみの坊

四至 限西次郎三郎名

北今在けの
そう内皇定

右件畠地者、布施しゅうさんの御坊之相」傳之私領也、

雖而、やくし堂仁限永代」き進したてまつるところ實正

也、而ニ「雖經子々孫々、(他)畠之いらんわつらいある」

からす候、仍爲後日き進狀如件、

康安貳年十二月八日 しゅうさんノ御坊（花押）

〔端裏書〕
〔寄〕
奉寄進

兵衛太郎
島半 十禪師

四一七 阿闍梨源西田地寄進狀

奉寄進今堀十禪師權現結鎮御供米田地事

〔蒲〕
在蒲生郡得珍保堂林面在之

四至限 東類地 南左近作
西ヨコ道 北右馬二郎作

永享五年一月十日 聖秀(花押)

右件(寄)奇進畠者、爲兵衛一郎」聖靈頓證菩提也、仍奇進」
如件、

四一〇 眞乘畠寄進狀

兵衛太郎(花押)

奉寄進堆鐘田之事

合 畠壹段 上葺新(字宮ノ後ニアリ)
菜畠拾畔 字辻ノ地藏ノ面ニアリ
加地子一貫文

四一九 聖秀畠寄進狀

奉寄進十禪師夏畠之事

合壹段者 得分貢斗(但民僧衆中計)

在得珍保内今堀郷内字社北之」自本道北在之

四至 限東宮内作 限南野邊下地

右件(推)鐘堆畠者、眞乘雖爲先祖相傳、「爲現世安穩後生(處脱カ)善七世父母六親眷屬法」界衆生平等利益、今堀之十禪師
社頭エ」奉寄進所實證明鏡也、然上者、雖經(マ)後(タマ)代(タマ)、
不可有違亂煩他妨者也、仍爲後(タマ)向奉寄進所狀如件、但
一期之後可出者也、

文明拾伍年卯十月十一日 真乘(花押)

右件之畠者、聖秀相傳之畠也、雖「然、爲一世悉願成
就、十禪師宮之」夏畠仁、限永代奉寄進處在地明」白

也、本證文一通副進上者、雖經「代々、更不可有他妨者
也、仍爲」向後文證寄進狀如件、

四二一 大通庵永見菜地寄進狀

(寄)
奉奇進新蔵菜地之事

合壹畔者

得分五升大升定

在蒲生郡得珍保字新蔵」菜地北ニ付テ廿番目也

右件菜地者、大通庵」買得相傳之私領也、雖然、「爲後
生善處、十禪師仁」爲上葺、永代奉奇進」(寄)寒正明白也、

仍爲後日支」(寄)證奇進狀如件、

永正十六卯年十一月五日 永見(略押) 大通庵

四二二 祝英田寄進狀

四二二 きやうのとの等田地寄進狀

(端裏書)
「今堀十禪師寄進狀 石塔寺金藏坊」

寄進 今堀十禪師權現三月三日御饗田事

合貳斗者

(寄)
貴進奉田地事

合一反者 字柴ワラ 郷内松木シリ

右件之田地者、石塔寺きやうのとの」せんそ相田也とい

(傳)

右件寄進田者、字今堀郷南小谷布施殿」賣地内、先年壹斗
五升寄進仕、其後公方へ」おとされ申者也、小輔公方へ
賣て後、五斗之」得分讓ヒ狀おして給取所也、此五斗内」
(爲ガ)

ゑ共、今堀之十禪師ニ「永代をかきり七日田^ミきんしんし」
奉者也、但本書文之相そゑ「おくうゑハ、更ゝいらんわつ
らい」あるへからす者也。」仍後日爲子書^ミ之きしん狀如
件、

寶徳二年四月十三日

きやうのとの (花押)

刑 P (部)(略押)

貳斗得分を十禪師權現三月みこくに、「永代寄符仕上者、
(御供)

後々代々違乱煩」申へからさる者也、仍寄進狀如件、
後々代々違乱煩

享徳三年甲戌八月三日

石塔寺金藏房
(花押)

合一畔者 四至限 南類地定 北類地
東兵衛二郎作定 西類地

四一二四 道壽畠田寄進狀

きしんしたてまつる畠田の事

合壹段者 但此内得分六斗 富塔半分あて

康正貳年十月十七日

得一斗二升此内一升公方大升 子道眞(略押)
(寄) 蒼進所者、爲永泉禪尼「後生善所、於此地不
可有他妨」

違乱煩者也、
(寄) 蒼進如件、

いまほり 永泉(略押)

四二六 幸順菜地寄進狀

奉寄進新菜地之事

合壹畔者 加地子惣ノ小升六升ノ定

在蒲生郡得珍保内今堀字宮後ニ之

四至限 東ちヤヤ兵衛作
(恭) 南堀定

西無着庵作定 此類地定

右件菜地之元者、周弥相傳私領也、雖然、」爲後生苦

(寄) 十禪師 いまほり
(寄) 善進十禪師下地事

四二五 永泉等下地寄進狀

享徳二年八月一日 道壽(花押)

事書ト日付トノ間ニ本文ヲ書きコムニ適スル行間ガアケテアル。

(端書) 十禪師 いまほり

善進十禪師下地事

提、十禪師江寄進申處在地」明白實正也、「但本證文者、
自勿不可出候、然上々、」雖經後々代々、於此下地者、
不可有違亂」煩他妨者也、仍寄進狀如件、

永正十年癸酉十一月四日
幸順(花押)

四二八 元邦下地寄進狀

(端裏書)
「十禪師寄進狀」

四二七 實久菜畠寄進狀

(マニ)
十禪師寄進狀如事

合一反黒丸有之

得分六斗燈明可有」每日者也、但元邦(期)一言ケ内者、可納
者也、死期之後者、」十禪師之可爲燈明之寄進者也、「
此下地作蛇溝左近二郎、」仍爲後日沙汰之寄進狀如件、

(蒲)
在補生郡得珍保今掘東在家前ニ有之
四至 東 南
西 北

應永參十三年二月十八日

今堀 元邦(花押)

(菜)
右件ナ畠之元者、山田八良兵衛」先祖相傳之私領也、雖

然、現「世安穩志爲ニ、今掘十禪師ヘ」永代奉寄進所實正
(寄)

明白也、「但本證文雖可相副、依引失、不」副能者也、

万一本證文号有」出來輩者、爲盜人者也、仍」爲寄進狀
(寄)

(端裏書)
一大將軍 きしん」

如件、

明應八年己未霜月八日

柴原山田八良兵衛
實久(花押)

奉寄進 田地之事

合大者

得分參斗内
貳斗大將軍

御酒一斗山神御酒
小升定

(蒲) 在補生上郡得珍保字今堀鄉檜原南

横道面在之

限四至

東圖師殿作
南敷兵衛作

北次良衛門作

右件田地、元者僧真乘坊雖爲

先祖相傳私領、爲後生菩

提現「世安穩悉地成就、大將軍二季御」酒、山神正月七

日御酒仁奉寄進者也、但本證文壹通相副畢、然上者、

雖「經後代、不可有違亂煩者也、仍爲」後日寄進狀
如件、

文明十四年壬寅十一月十六日 真聖乘成(花押)

(端裏書)
奉寄進菜地之事
「如法經寄進狀 正傳庵」

四三〇 正傳庵寄進狀

四至ハ本證文在之

(端裏書)
「みやのきしん状」

寄進 十禪師社御戸開田事

合壹段者 字ヲキノ野堂林上

四至 東限左近四郎作 南衛門太郎作

西ハ馬太郎作 北馬太郎作定

(蒲) 在補生上郡得珍保内

右件島地、今ほりの正傳庵之私領也、然而爲當社御戸開

寄進所如件、

應永廿六年八月十三日

正傳庵(略押)

四三一 正傳庵永邦菜地寄進狀

右件菜地、元者正傳庵永邦相傳之私領也、雖然、爲後

生井、今堀郷如法經ニ「末代寄進申所實正也、品經
提婆品
壽量品
二品」可有御廻遊者也、然間、本證文壹通相副」進上者、於此

下地者、違乱煩不可有他妨」者也、仍爲後日寄進狀如件、

享祿二年己丑三月十二日

正傳庵
(筆軸印)

合小者
(新)
薪開後八小升定
壹斗二升

在蒲生郡得珍保今堀野神南之

四至
限東道宗坊作定
限西道宗坊作定
限北衛門四郎作定

限南類地

寄進申權現講御神供事
四三一 僧行終寄進狀

合五分一 次か具副申所也

(晉)

右件權現講者、伯耆先祖相傳之」御講也、雖然、今堀御
宮神供爲如「形御はつ分少事、奉寄進所在地」明白矣正
也、雖經後々代々、更々不可有」他妨者也、仍爲後日支
證寄進之」狀如件、

應永廿八年正月廿四日

僧行終
(花押)

四三四 道泉田地寄進狀

四三三 今堀辰衛門太郎畠寄進狀

(端裏書)
「今堀十禪師宮夏田寄進狀」

(端裏書)
「今堀辰衛門太郎
(寄)奇進狀 永享十年」

十禪師宮ノ夏田也
寄進 田地之事

寄進十禪師畠地之事

合參百歩者 得分八斗

在^(補)生郡得珍保内今堀郷高谷之

右件之寄進者、毎年十一月十七日以前ニ民僧達夏ヲ結
可行」者、道泉追善并子々孫々爲祈禱」乃至法界平等利益也、仍爲後日」寄進狀如件、

永享三年十一月十三日

道 泉 (花押)

應永廿五年戊四月廿九日 藤原性金女
得分參斗八升 玄 祐 (花押)

於此地者民僧計たるへき者也

兵衛三郎 (略押)

馬五郎 (略押)

〔端裏書〕
「道祖神林寄進狀」

四三六 左近太郎等林寄進狀

寄進今堀郷道祖神林事

合小四十步者

在^(補)生上郡今堀郷内西大路

四至 限東左近三郎林 限南大道
限北七郎太郎作定 限西大道

四三五 藤原性金女等畠寄進狀

〔端裏書〕
「いまほりの御宮きしん狀 野邊殿寄進證文」

奉寄進性金私領畠地之事

合 畠一所一反廿分者 四至ハ本證文ニ見ヘタリ

右件林下地、元者左近太郎并」左近三郎兄弟先祖相傳私」領也、雖然、爲現世安穩後生善」所并生々父母世々

右件畠地者、性金私領之畠地明鏡也、(雖)然、「依有志而、今堀之御宮仁奉寄進之處」実正明白也、於子孫末類中而、不可有違」乱煩候、若背此旨誓者、爲公方之御沙汰而、堅可被處罪科者也、仍爲後代寄進狀如件、

應永廿五年戊四月廿九日

藤原性金女

得分參斗八升

玄 祐 (花押)

四三六 左近太郎等林寄進狀

寄進今堀郷道祖神林事

合小四十步者

在^(補)生上郡今堀郷内西大路

四至 限東左近三郎林 限南大道
限北七郎太郎作定 限西大道

奉寄進性金私領畠地之事

合 畠一所一反廿分者 四至ハ本證文ニ見ヘタリ

右件林下地、元者左近太郎并」左近三郎兄弟先祖相傳私」領也、雖然、爲現世安穩後生善」所并生々父母世々

兄弟頓證」井、寄進道祖神之所在地明白」實正也、更雖
(經脱カ)
後々代々、不可有」他妨之者也、仍爲後日龜鏡狀如件、

至德元年子二月十日

左近太郎(略押)

左近三郎(略押)

(端裏書)
「道金寄進狀」

奉寄進畠之事

合大者 代貳百文

字佐々木大道ノ南柿木原也

右件之畠者、今堀道金雖爲知行、「爲後生菩提、正月九日
祈禱之布施」折_二奉之寄進處(實)正明白也、然上_ハ、「
(末)未代於孫々子々、違乱煩不可有者也」仍爲後日寄進狀
如件、

延徳元年己酉十一月五日 今 堀 金(略押)

四至 本證文在

右件寄進趣者、道泉爲後生」井并子孫安泰祈禱、每月一
八日・十二日・朔日三ヶ日、無懈怠可」被燈者也、仍寄
進狀如件、

四至 本證文在

右件寄進趣者、道泉爲後生」井并子孫安泰祈禱、每月一
八日・十二日・朔日三ヶ日、無懈怠可」被燈者也、仍寄
進狀如件、

四三九 藤内畠相博狀案

相替便地畠地事

永享三年十一月十三日

道 泉(略押)

右件畠地、元者藤内先祖相傳之「私領也、然お元真佛房

四三八 今堀道金畠寄進狀

「被令寄進」十禪師宮菜昌仁、村人的立爲隨所望」相替進處也、雖經後々代々、更不可有」他妨、仍爲後日相替

進如件、

永和二年一月十六日

藤内

四四〇 大善寺宗秀畠寄進狀

奇進申畧之事

合壹所者 加地子八定二百文

右作識共、(職)奇進申所如件、(寄)

大善宗寺秀（花押）

四四一 德藏庵菜畠寄進狀

奉寄進菜畠之事

合壹所者德分壹斗茶屋升定

いまほりのしんてんの事

四四二 今堀神田注文

弘治元年卯霜月三日

作人法姉師左近太郎
徳藏庵（花押）

今本卷中

まじる

右件菜畠、元者雖爲德藏庵」先祖傳知行、依有志、當所
之內」松ノ尾大明神へ奉寄進者也、「然上者、永代無相
違御知行司」有者也、仍而爲後日狀如件、
(相脱方)

限四至
西善積庵
北刀法師

北才法師

いまほり
大反
こいまさいけ
三郎太郎
へひミそ
なかの
又太郎

三郎ミソ
へひ太郎

合

こいまさいけ

半

いまさいけ

一反ワク

いまさいけ

大

以上四反

延文二年十月廿日

いまほりの人々御中

四四三 妙秀田地寄進狀

(端裏書)

〔妙秀 寄進狀〕

寄進申八幡察礼御供米事

合壹斗 小升定

大將軍面 田 大内より作人刑^部太郎^{讀爪}

右件田地、元者妙秀相傳之私領也、雖然、「爲現世安穩後生善處、限永代奉」^(寄)寄進處在地明白實正也、

妙秀(略押)

在得珍保今堀郷内字西裏

「挪段畠地内南道付松原小也
右件松原者、故了蜜先祖相傳之私領」也、然而、爲後生

菩提、奉寄進十禪師權」現実正也、但毎年貳升加地子無解怠」可備進者也、仍爲後日寄進狀如件、
(解) (寄)

應安三年三月 日

了蜜(略押)

四五五 竹雲壽慶菜地寄進狀

奉寄進私領菜地之事

合壹畔者 加地子伍升^{大升定}作人東左衛門

在得珍保今堀郷内字東村前之

こいまさいけ

とく三郎

いまさいけ

三郎一郎

いまさいけ

三郎一郎

四四四 了蜜畠寄進狀

(寄) 奇進 十禪師權現畠地事

合小者

在得珍保今堀郷内字西裏」挪段畠地内南道付松原小也

右件松原者、故了蜜先祖相傳之私領」也、然而、爲後生

菩提、奉寄進十禪師權」現実正也、但毎年貳升加地子無解怠」可備進者也、仍爲後日寄進狀如件、
(解) (寄)

應安三年三月 日

了蜜(略押)

四五五 竹雲壽慶菜地寄進狀

奉寄進私領菜地之事

合壹畔者 加地子伍升^{大升定}作人東左衛門

在得珍保今堀郷内字東村前之

長享二年申九月廿三日

四至者 有本證文之

右件私領菜地、元者竺雲壽慶^(寄)藏主買得知行也、雖然、

爲後生^(井)、永代今堀惣之燈呂江寄進^(籠)申処實正明鏡

也、則本證文一通相副進上者、雖經後々代々於此菜^(地)者、不可有違亂煩他妨者也、仍^(未)末代寄進狀如件、

天文拾^{辛丑}年四月八日 無著庵
竺雲壽慶(略押)

奉寄進米之事
合田地四段内^{ヨリ壹斗五升定}今堀松原^{ニ在之}

四四六 妙西等畠寄進狀

(瑞裏書)
「蛇溝道正・宮内寄進狀」

きしん申畠事

(菜)
合ナハ畠セマチ中
此之内三合蛇溝鄉

右件畠地、元者今在家左衛門四郎・左近四郎相傳私領

也、雖然、此内ヨリ^(寄)米壹斗五升今堀十禪師江寄進申^(申)

候。然者処実正明白也、仍未代爲^(支)證寄進之狀如件、

永正拾七年辰十一月廿三日 今在家
左衛門四郎(花押)

左近四郎(花押)

今堀惣中

まいる

右件畠、今堀十禪師權現^(達)きしん申處實正明白也、就中、^(達)此上者、韋礼煩不可申候者也、仍而爲後日^(きしん)申狀如件、

明應五年辰十一月三日

妙西(花押)

道正 宮内(花押)
左衛門(略押)

四四七 今在家左衛門四郎等田地寄進狀

四四八 實久畠寄進狀

合壹畔者 加地子一斗之定
(満)

在補生郡德珍保

今堀そう中へ 參 山田八郎兵衛 實久

四至限 東 南 西

きしん申なはたけのせうもん」したゝめ進候、御きにあ
い候ハすハ」可承候、したゝめかへ候て可然候、又(作カ)
付(證文)進候、(初法師)あてを(未進)

右寄進、元者次郎衛門相傳之所也、「雖然、正月九日十
禪師御前之御」饗新仁令寄附處也、雖經盡「未來際お、
不可有退轉之儀者也、」仍寄進狀如件、

文明十二年庚十一月四日 二郎衛門(略押)

之事ハ新兵衛申(付)きたる」事候間、はつほうしきあてを
かれ候」ハヽ、しつちやく可申候、さりな「から、みしん
仕候ハヽ取りあけ候て、与人」申つけられへく候、恐謹
言、

十一月八日

實久(花押)

今堀そう中へ 參

四四九 東二郎衛門菜畠寄進狀

左近寄進狀 本證二通在之
(寄)

奉寄進私領菜畠之事

合壹所數拾捌畔者 (但公方弁本證文在之、其外得分
定燈明五百文、又八百文、又八百文、十禪師)

四至在所者本證文在之 (寄進申又二百文、
聖方證明トホシチナ)

右件菜畠、元者左近先祖相傳」之永領也、雖然、現世安
穩後生苦」提子孫繁昌、御祈所如件、

奉寄進十禪師(菜月畠之事
(菜カ)

右件田地之元者、今堀門脇太郎兵衛」先祖相傳私領也、

今堀惣江
まいる

雖然、此内より百文、「十禪師權現へ寄進申所実正也、

然「上者、雖經後々代々、此下地南半よりして」百文分ハ

不可被有自他違乱煩者也、仍「爲後日寄進狀如件、

(寄)

大永五
乙年三月十五日

太郎兵衛(花押)

〔貳拾九号〕

四五五 今堀惣分寄進下地請狀案

田中久藏殿御きしん下地

字富士しろ免んいらす
加地し前 一斗二升定 山城二郎四郎

梶村長衛門尉殿御きしん下地

字富林免んいらす
加地し前 壱斗三升定 南門脱ガ
さ衛二郎

右定処如件、

天正十七年三月廿七日

今堀惣分

四五四 孝仲幸順上米寄進狀

奉寄進上米之壹

合壹斗者

惣小升定請詰
夏中經田ヨリ上来可出

在蒲生郡得珍保内字横道河田之

四至限 西 南

右件田地、元者雖爲孝仲幸順私領、「十禪師奉寄進処在

地実正明白」也、雖可本證文相副、夏中經中在間、「不

副進者也、仍寄進狀如件、

大永三年
癸未七月六日

孝仲幸順(花押)

四五六 今堀村指出案

蒲生上郡今堀村指出之事

高頭五百廿六石四斗二升三合内

田方貳百六拾四石六斗二合

屋敷方拾八石五斗二升七合

畠方百七拾五石貳斗五升二合内

四拾貳石三斗八升

永荒
成物大豆ひゑ也

拾八石壹斗四升一合

當荒

八石壹斗六升

當開分

天正拾九年

八月

跡書

淺野源八

佐藤隱岐守
御判

森嶋

觀音寺

御判

御折帶うつし

所々百姓中

四五八 今堀村指出案

蒲生上郡保内今堀村指出之事

高頭伍百四拾石九斗五升七合内

貳百六拾石内 荒斗代達さを違
川成共加而

残而貳百八拾石九斗五升七合

平井金十郎殿分

拾八石五斗六升

定荒

貳石六斗五升二合

斗代さを違

貳百五拾九石七斗四升五合内

大豆

以上

四五七 古田肥前守等連署書狀案（折紙）

蒲生郡御代官「職之事、爲五人」可申付旨、被「仰出

候、急度指出、聊無私曲相」調、明日午刻「以前ニ觀音

寺へ」可持來候、少も「於無沙汰者、可」爲曲事候也、

九月十三日

古田肥前守
御判

右畠分者

參石

上鄉ヨリ
（乞）
こい水分

江州蒲生上郡保内八郷内今堀村之内
檢地帳

内

貳石

御宿給

伊藤太郎左衛門尉
兵大夫

壹石

定使給

川ほりニ御使物

天正十二年八月十九日書之也
以上貳百六十石八斗四升八合か

床野弥兵衛ひかへ
指出かへ

六斗

定使給

右書付進上申上候、聊私曲隱田於在之者、何様ニも可被成」御成敗候、仍狀如件、

天正拾八年九月十七日

政所
左衛門二郎

四六〇 今堀村指出案（前欠）

介一

二反 宮林毛少 壱石一斗

定荒

米分 以上 百七拾貳石五斗四升三合二夕

大豆分以上 八拾九石九斗七升一合五夕

斗代さを違 貳石六斗五升二合

定荒 以上 拾八石五斗六升

右 惣ツ合 貳百八拾參石七斗貳升六合七夕

右書付進上仕候上者、聊私曲隱田於有之者、「何様ニも可被成御成敗候、仍請狀如件、

天正拾貳年八月十九日
かミ數三拾貳枚上番共二

四五九 今堀村檢地帳表紙

佐藤隱岐守様 進上

此分の御帳へ書付上申候、

天正拾八年九月廿六日

四拾四石

百貳拾參石八升 右立用

今堯算用之事 四月七日

貳百八拾四石壹斗四升內

貳拾五石一舛四合アレ分ニ引

殘貳百五拾九石壹斗一升六合內

九拾石六斗八升九合三ツ半ノ免引

物成百六拾八石四斗二升七合內

請取奧村殿被遣候、

六石

ひゑ

大豆

九五

七石八升

四六二 今堀村百姓起請文前書案

敬白天罰起請文前書之事

「君界」
• 庄稼い • 郷稼いをまきらかし申」

間敷事

めん面々てま前か抱へ分、田畠諸物、成りう粒せん錢

のひやす玉向由夢

一けんちの時、礼物れいせんにて御ようし。
(検地) (礼) (錢) (用) (捨)

卷之二

同

可申上事。

一御けんちの以後、
〔新開〕 〔植〕
しんひらき并うゑ出し」の田畠御座

225

候ハヽ、これ又ありやうニ可申上」事、

三月十九日

秀吉
御朱印

一上・中・下をまきらかし、斗代をさけ申」間敷事、

宮木長次とのへ

一御給人同下代となれ^(駢合)、かくし申間敷事、

森兵吉とのへ

右条ミ、少もあやまりかくし儀御座候者、」一類^(眷)

(候脱カ)

族

そく・女子共まではた物ニ御あけ」あるへく候、なを

(穗)

族

もつて、いつ^(爲)ハリ申上ニ」おいてハ、忝も此起請文御

罰をかうふ」り可申者也、仍前書如件、

蒲生上郡^(保)方内今堀村指出之事

四六四 今堀村指出案

天正十二年十月朔日

御給人田中兵部大夫殿分

大高貳百八拾二石二斗一升

石々々々々々々々々々

九斗五升七合内

拾八石五斗六升

貳石六斗五升二合

斗代さを達

毛付分

貳百五十九石七斗四升五合

荒地以下をも」令開作候様ニ」念を入可申付」事、専用

右之畠分者 大豆 そは ひへ

蒲生郡五人御代官様進上

合貳百六十石

候也、

今度江州」檢地出來之」百姓等、過半」令逃散之由候、」如何之子細候哉、「然者、去年物」成未進分儀、「只今令納所」事、於難成者、「來秋まで借」遣候間、迷乍惑」

此外

荒さ(を)
わちかい川成加テ

御小姓衆人平井金十郎殿

四六六 蒲生上郡百姓中指出雛形
蒲生上郡

四六五 今堀村老成直日記

一何程
卯歳御檢地高辻
此内何程當不作何程永不作

天正十五年十二月二日

二斗(な脱)

おとのなおし

同日

二斗

おとなのなおし

同日

二斗

おとなのなおし

同日

二斗

おとなのなおし

天正十五年十二月八日

二斗

おとなのなおし

天正十五年十二月八日

二斗

おとなのなおし

天正十五年十二月八日

二斗

おとななおし

若兵へ
新兵へ
左衛門一郎
東ノ
又五郎
弥太郎
青木藤七殿
内藤弥三郎殿
水上孫助殿
杉 新兵衛殿

与九郎

南ノ
左衛門二郎

東ノ
左衛門太郎

東ノ
左衛門二郎

一何程

以上

大豆米共二

刃物成何程

卯年御檢地上候出分

右趣於虛言申候、重而給人次第二可被成御紀明者也、
仍如件、

月 日

百姓中

四六七 今堀惣中定状案

(年段 錄文)
一十四反せに之事

一升計とりの事

一檢地之水帳付候物、相さはへき事、
(く脱カ)

一人之田地のそむへからざる事、

(主合點) 其ぬしかてん候ハ、不可有別儀事、
(者脱カ)

一爲百姓内、迷惑仕様仕物候在之、「捷田」とく中をた
(者脱カ)

かい可申候、

右定処如件、

天正十一年七月 日

今堀

惣中

連判

四六八 今堀惣分連署定狀

天正十壹年霜月十三日

今堀惣分

善左衛門

(略押)

五郎兵

ヘ

徳千代(略押)

四郎左衛門

(略押)

東左衛門

尉

(略押)

与九郎

東ノ二郎

左衛門

尉

(略押)

弥三郎

二郎衛門

南門衛門太郎

(略押)

中左衛門

尉

(略押)

村田弥三郎

左衛門二郎

(略押)

若兵

ヘ

(略押)

九兵

ヘ

(略押)

左近太郎

兵衛門

尉

又三郎

.....(以下異筆).....

.....(以下異

喜 蔵(略押) 九左衛門(花押) 仁兵衛(花押) 二 吉(花押)

二 蔵(略押) 又 市(花押) 与 左衛門(略押) 十 吉(略押)

又右衛門(略押) +

四六九 今堀惣分定状案

喜太郎(花押) 源右衛門(略押) 又三郎(花押) 又 次(花押)

又左衛門(略押) 加右衛門(略押) 長次郎(略押) 左衛門二郎(略押)

平左衛門(略押) 藤兵衛(略押) 長兵衛(花押) 孫十郎(略押)

勝右衛門(略押) 吉次(略押) 清三郎(略押) 彦四郎(略押)

久三郎(花押) 新藏(花押) 六四郎(略押) 喜右衛門(花押)

喜三郎(略押) 理右衛門(略押) 勘右衛門(略押) 助衛門(略押)

助市(略押) 又七(略押) 介十郎 奥左衛門(略押)

孫四郎(略押) 久八(略押) 左吉(略押) 福松(略押)

兵次(略押) 半左衛門(花押) 文右衛門(花押) お傳(略押)

左市(略押) 孫作(略押) 二郎介(略押) 二郎三郎(略押)

又藏(略押) 次郎大夫(略押) 作五(花押) 弥二郎(略押)

太郎衛門(略押) 小作(略押) 二郎介(略押) 助三

天正十二年十二月一日

今堀

惣分

茂左衛門(略押) 小三郎(略押) 仁左衛門(略押) 作藏(略押)

勘十郎(略押) 与七(略押) 左近太郎(略押) 与市(略押)

又次郎(略押)

一 今度又御けん地參候ニ付而、「御給人ゑ御そせう申上(訴訟)」
なりとも、御おさめなされ「候て、可下(アヘ)被候へとの御
そせう申上(アヘ)たく候、

一去年ノ御ちやうにてなりとも、又今ノ「御ちやうにて

り可申上(アヘ)候、

一両御給人の惣たかのツ合あい申候」やうにと、御事(断)
(高都)何も(味同心)ミとうしんニ可仕候事、

四七〇 今堀惣分連署定狀

定 捻目条々事

一 御代官より被仰付御年貢米之事、地下人内」うけ狀仕

候上者、自前はしり候者見かくし候ハ、」となり爲

三間御年貢納所可仕候、

一 御檢地御帳儀、御代官より御以札候間者、そし」やう

可申候條、相かな候ハすハ、地下儀はしり候共、「一
味同心ニ可仕候事、

右之撻目やあり申物これあら者、やくそく定」付あい不可申者也、

天正十九八月廿一日

今堀

惣分（花押）

四郎左衛門（略押）五郎兵八（略押）二郎四郎（略押）左衛門太郎（花押）
四郎太郎（略押）左衛門一郎（略押）与九郎
又左衛門（花押）二郎左衛門（花押）

弥三郎（花押）又五郎（略押）左衛門二郎（略押）宗ゑん
左衛門三郎（略押）新兵八（略押）慶民兵衛門
藤内又三郎（略押）となり（略押）正珍
又左衛門（略押）正善 太郎兵八 二郎左衛門
（瑞玖）すいきう 南左衛門一郎（略押）道順（略押）左衛門三郎
智春介三郎宗演（略押）孫六（略押）
新三郎（花押）源衛門（花押）宗正介一
三郎四郎（略押）太郎衛門（略押）三郎五郎（略押）介左衛門
太郎二郎 兵衛四郎（略押）加兵衛（略押）力一（略押）
七郎太郎 孫二郎（略押）三郎二郎（略押）山城（略押）
菊 弥一郎（花押）文阿 弥（略押）中坊（略押）
左衛門三郎（略押）岩周才（花押）若衛門
弥衛門（花押）兵衛太郎（略押）正久 太郎兵衛
二郎兵八 九郎兵八（略押）衛門四郎 又左衛門（略押）
源香（略押）弥三郎与三郎（花押）弥左衛門（花押）
四郎左衛門（略押）よめ千代（略押）小兵八（略押）三郎衛門（略押）
弥太郎（略押）江寺孫三郎（略押）

四七一 蛇溝今掘出作達目算用狀

蛇溝今掘出作斗代達分

昌中 九畝廿六分 一石一斗八升四合内	五斗四升三合本米 五斗四升一合達分	与左衛門尉	同上 反一畝廿分 一石五斗七升五合内	三斗六升四合 八斗八升一合	馬 太 郎
同中 四畝八分 五斗一升二合内	貳斗七升九合 貳斗三升三合	同上 反十九分 一石四斗三升内	六斗四合 六斗二升六合	太郎左衛門	
同上 六畝十分 八斗五升五合内	四斗七升八合 三斗七升七合	同上 七畝 九斗四升五合内	五斗一升五合 四斗一升	孫 兵 衛	
同中 五畝 六斗内	三斗二升五合 貳斗七升五合	善二郎 同中 五畝廿一分 六斗八升八合内	三斗七升九合 三斗九合	源 衛 門	
同上 五畝十八分 七斗五升七合内	四斗三升七合 三斗一升九合	宮 内 同中 三畝六分 三斗八升四合内	二斗三升五合 一斗九升七合	二郎衛門	
同中 四畝十二分 五斗二升八合内	貳斗八升八合 二斗四升	同 人 同上 八畝十七分 一石一斗五升七合内	六斗四升 五斗一升七合	兵衛太郎	
同中 九畝廿五分 一石一斗八升内	六斗四升二合 五斗三升八合	南 大 夫 同中 三畝十八分 四斗三升二合内	二斗三升五合 一斗九升七合	中 介	
同中 六畝廿分 八斗内	三斗九升五合 一石一斗八升	二郎衛門尉 同上 六畝十分 八斗五升五合内	六斗四升 三斗七升七合	馬太郎衛門	
同中 反九畝五分 二石三斗内	四斗五合 一石一升	三郎左衛門 同中 六畝十分 七斗六升内	四斗一升九合 三斗四升一合	道 杉	
同中 五畝六分 六斗二升四合内	三斗三升九合 貳斗八升五合	同下 反八畝 一石七斗五升五合内	九斗九升 一石一斗七升	彦 二 郎	
同中 七畝十二分 八斗八升八合内	四斗八升三合 四斗五合	平衛門 同上 反三畝 一石七斗五升五合内	九斗七升五合 七斗八升	新兵衛 今在家	
駒 以上 捨石五斗三升三合か達					

今堀日吉神社文書 (八)

